

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名(品名)	履行場所	履行期間	備考
作戦システムセキュリティ監視装置の移設	航空自衛隊福江島分屯基地	令和8年1月1日～令和8年3月31日	

2 入札方式： 一般競争入札

3 入札日時： 令和7年9月4日 14時00分～

4 入札場所： 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入札参加資格： (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと
(3) 次の資格を付与されていること

- ア 資格 全省庁統一資格
イ 年度 令和07・08・09
ウ 種別 役務の提供等
エ 地域 九州沖縄
オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。

6 保証金： (1) 入札保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除

(2) 契約保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法： 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同額の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約方法： 確定契約(総額決定)とする。

9 入札の無効： (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札

10 契約書等の作成： 有

11 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項 外

12 契約条項を示す場所 福岡県春日市原町3-1-1 基地業務群会計隊 事務室

13 その他： (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。

(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。

(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。

(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。

(5) 郵便入札の可否 可

14 問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班
担当者 中村 電話番号 092-581-4091

FAX番号 092-571-5594

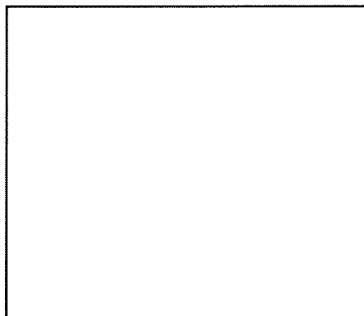
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 作戦システムセキュリティ監視装置の移設

代理人使用印鑑



契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	作戦システムセキュリティ監視装置の移設	15警通LPS-E00003	
		承認	令和7年7月24日
		作成	令和7年7月24日
		改正	令和 年 月 日
		作成部	第15警戒隊
		隊等名	(福江島分屯基地)

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊福江島分屯基地で借上使用している、作戦システムセキュリティ監視装置（以下、「本装置」という。）の移設について必要な事項を規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007によるほか、次による。

1.2.1 D I I (Defense Information Infrastructure)

防衛情報通信基盤といい、自衛隊が共通に使用するデータ通信のためのネットワークをいう。

1.2.2 T N C S (Tactical Network Control System)

作戦用通信回線統制システムといい、航空自衛隊の航空警戒管制任務等のための通信インフラのネットワーク管理を行うシステムをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。なお契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用については別途協議する。

a) 仕様書

- 1) C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書
- 2) DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

b) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊第5号）

1.4 契約相手方の条件

契約相手方は、本契約を履行するにあたり、作戦システムセキュリティ監視装置に関

する技能、能力、知識を持ち、配線・設置・調整作業の経験を有することとする。

1.5 一般共通

- a) 一般事項 契約相手方は、役務の履行にあたり、作業に関する関係法令等を厳守し作業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営適用は、請負者の負担責任において行わなければならない。
- b) 現場管理 契約相手方は現場の安全及び衛生に関する管理を現地統括者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。
- c) 災害及び公害の防止 契約相手方は、役務の履行に伴う災害及び公害の防止を関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に次の事項を厳守しなければならない。
 - 1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - 2) 公害の防止に努める。
 - 3) 強風その他による災害に対しては天気予報等について十分注意を払い、常に万全の処置を講じられるように準備しておかなければならない。
- d) 臨機の処置 契約相手方は、災害及び公害が発生した場合、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。

2. 役務に関する要求

契約相手方は、本装置の移設に必要な事項を実施する。

2.1 役務の内容

本装置構成品及び数量は、別表1とし、移設元及び移設先は、別図1～3による。

- a) 移設元及び移設先の事前調整
- b) 移設元における移設対象機器に接続される現配線ケーブルの撤去
- c) 移設元における移設対象機器の取り外し
- d) 移設元から移設先への対象機器の運搬
- e) 移設先における移設対象機器に接続される通信ケーブルの配線及び行先表示札の取り付け
- f) 移設先における移設対象機器に接続される電源ケーブルの配線及び行先表示札の取り付け
- g) 移設対象機器の移設前及び移設後の設定調整及び動作確認の実施
- h) D I I及びT N C S（以下、「接続機器」という。）への接続及び必要な設定調整
- i) 移設に使用する部品および材料については、契約の相手方が準備するものとし、新品を使用する。

2.2 役務員の要件

契約の相手方で定める役務総括者については、移設対象器材の移設又は設置作業に従事した経験を直近5ヶ年の間に有し遅滞なく作業に当たること。また、移設対象器材の特性等について熟知していること。なお、役務員は日本国籍を有していなければならない。

2.3 移設後確認

契約相手方は、設置移設後の対象機器の状態を次により確認し、部隊の確認を受けること。

- a) 接続機器に対するネットワーク上での接続状態を確認する。

- b) 本装置のネットワーク管理担当による接続確認を受けるため部隊と調整すること。
- c) 接続機器に対するネットワーク上での接続状態の確認は、次による。

- 1) 物理的な確認（ケーブル接続状態及びランプ点灯状況）
- 2) 論理的な確認（疎通確認及びパケットの通信確認）

2.4 移設作業実施期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日

2.5 品質保証

契約相手方は、2.3の確認をもって品質保証とする。

2.6 不測事態（人身事故、車両事故等）対処

本作業の実施に係る不測事態が発生した場合は、速やかに適切な処置を講じ、関係部署等（警察及び消防等）に通報するとともに、部隊に報告する。

2.7 不用品

発生材の処分は、契約相手方の負担とする。

2.8 品質管理

- a) 品質管理は、DSP Z 9008によるものとする。
- b) 要求事項は、DSP Z 9008の表1のbによるものとする。

2.8.1 養生

契約相手方は、搬出入において自衛隊の施設及び本装置に損傷を与えないように、必要な養生等の処置を講ずるものとし、損傷を与えた場合は、契約相手方の負担において速やかに現状復帰するものとする。

3. 監督・検査

監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に定める実施要領及び本仕様書に基づき実施する。

4. その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、次によるものとし、様式は任意とする。

a) 作業実施計画書

- 1) 実施行程及び作業人員
- 2) 作業要領
- 3) その他必要な事項

b) 作業完了報告書

- 1) 実施行程及び作業人員
- 2) 試験成績書
- 3) 移設作業要領
- 4) その他必要な事項

5. 情報保全

5.1 サプライチェーン・リスク対応

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）に基づく所要の手続きを実施するものとする。

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）並びに情報システムに関する調達に係るサプライチェ

ーン・リスク対応のための細部事項について（通知）及びIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

5.2 立入禁止区域への立入手続き

契約相手方は、立入禁止区域へ立ち入る場合に、航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続き等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

6 その他必要な事項

6.1 部隊における支援

契約相手方は、本契約の履行にあたり必要な場合、次の事項について部隊の支援（無償）を受けることができる。

- a) 現地への資材等の搬入物品の保管
- b) 基地内施設（電気・水道等）の利用
- c) 構内回線の利用
- d) 対象機器の操作
- e) 移設元及び移設先に関する施設図面の閲覧
- f) その他、必要と認めるもの。

6.2 損害補償

本契約の履行にあたって、本装置、自衛隊の装備品及び施設等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において、修復するものとする。

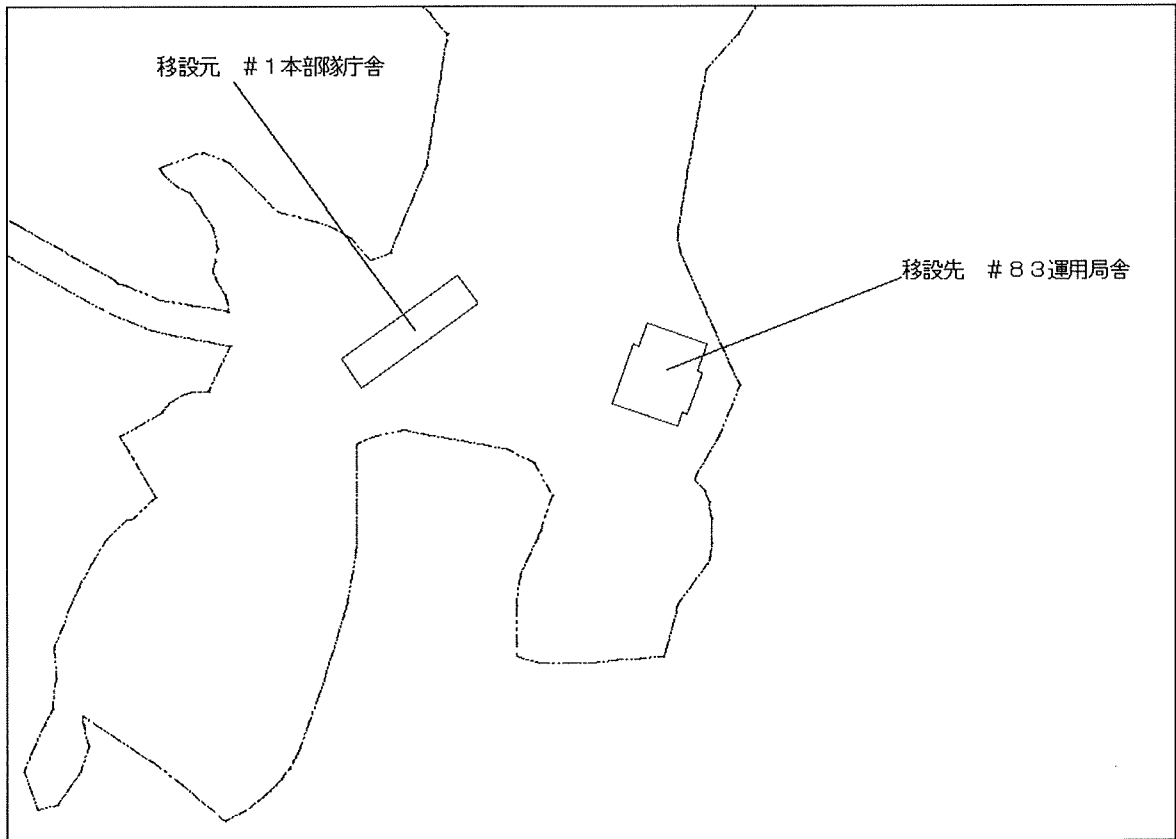
6.3 疑義事項

この仕様書に記載されていない事項及び役務中に疑義が生じた場合には、部隊と協議するものとし、その都度、指示または、承認を受けるものとする。

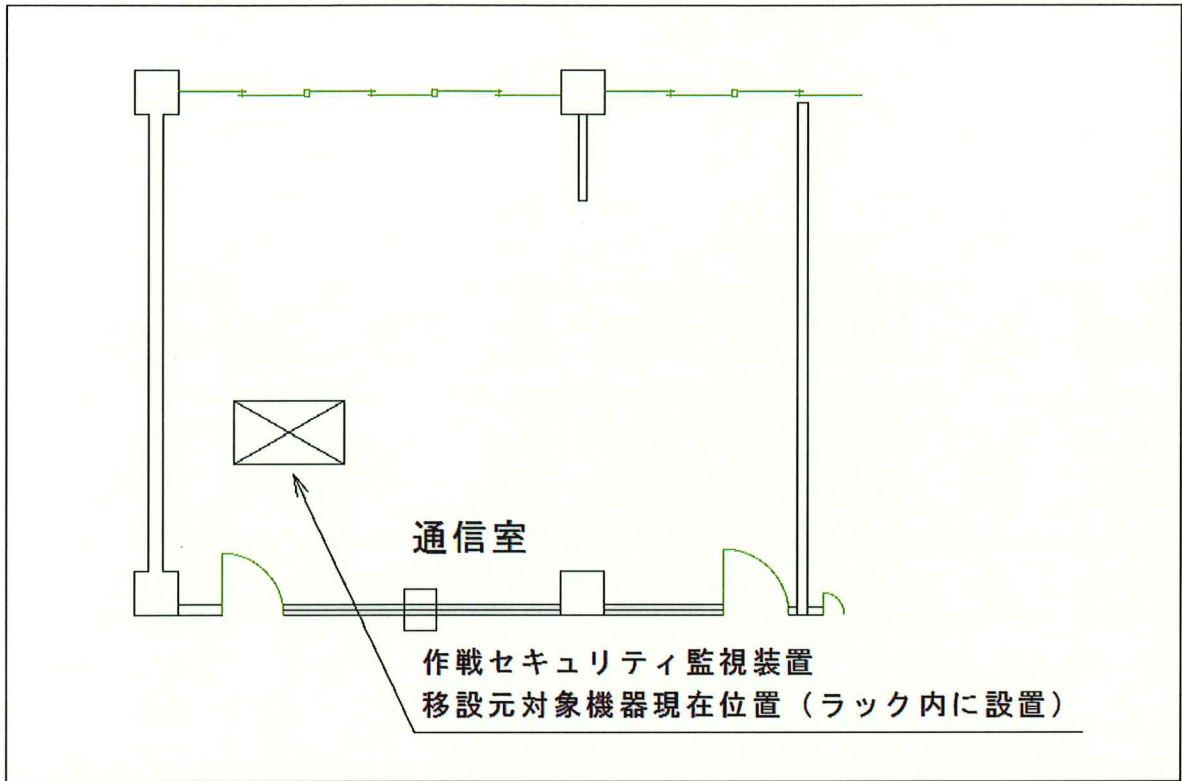
別表1 移設対象機器及び設置場所

移設元	移設先	移設対象機器名称	型式	数量
第15 警戒隊	第15 警戒隊	回線集約装置Ⅱ型	WS-C2960CX-8TC-L	1台
本部隊 庁舎 1階	運用局 舎B1 階	延長装置Ⅳ型	ABiLINX 2515A	2台

別図1 基地案内図（福江島分屯基地居住区）



別図2 機器移設元図（#1 本部隊庁舎 1F 平面図）



別図3 機器移設先図（#83 運用局舎 B1F 平面図）

